

鳥羽市木造住宅空家除却(解体)の流れ

対象

下記の①～⑤すべてに該当する木造住宅を鳥羽市内に所有の方または相続の方

- ①おおむね1年以上使用されていない空家
- ②鳥羽市木造耐震補強等事業費補助金の交付を受けていない空家
- ③昭和56年5月31以前に着工され、すでに完成している空家
- ④延床面積の過半の部分が住宅の用途に供されている空家
- ⑤鳥羽市が行う耐震診断を受診済で評点0.7未満と診断された空家又は市長が耐震性がないと判断し特定の条件を満たした空家

1 木造住宅耐震診補強等事業費補助金交付申込書を提出



2 内容審査後、交付決定通知書の到着(市から郵送されます)

※契約・着工は必ず交付決定日以降としてください



3 工事業者と契約・工事着工



4 工事完了・工事業者へ支払完了



5 完了実績報告書を提出

※添付書類を添えて建設課窓口に出してください

完了実績報告書は工事完了後30日以内に必ず提出ください



6 内容審査後、交付確定通知書の到着(市から郵送されます)



7 補助金支払請求書の提出

※押印が必要です



8 補助金の振込